

加賀市スポーツ推進条例の概要

1 経緯

加賀市議会教育民生委員会では、「スポーツの推進について」を今任期のテーマとし、調査・研究を行っている。

令和3年11月18日には、市内スポーツ施設の現地視察を行い、施設の老朽化の状況を目の当たりにした。令和4年1月14日には、教育委員会、加賀市スポーツ協会及び特定非営利活動法人加賀市スポーツ振興事業団を交えて、加賀市の体育施設やスポーツ環境における現状、それらの課題・問題点等について、意見交換会を開催したところ、関係者から良好なスポーツ環境の持続的な確保を不安視する声を多数いただいた。また、令和4年6月2日には、加賀市公共施設マネジメント外部検討委員会から市当局に対し、加賀市公共施設マネジメントの在り方についての報告が行われたところである。

その結果を踏まえながら、市内スポーツ施設の在り方について、スピード感を持った取組を進めていくことを求める「スポーツ施設の在り方に関する提言書」を令和4年7月21日に議長へ提出した。また、令和4年8月2日には、議会から市長に提言内容の実現に向けた検討を申し入れた。

並行して、本委員会では、加賀市のスポーツの推進に関する条例の策定を視野に入れて調査・研究を進めており、スポーツ施設の在り方に限らず、市内のスポーツ環境の改善について総合的かつ計画的に推進する必要があると考え、引き続き調査・研究に取り組んでいくこととしている。

2 スポーツをめぐる現状

全国

(1) 近年の社会情勢の変化

ア 令和4年3月25日文科科学省策定の第3期スポーツ基本計画によると、令和2年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、同年3月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期が決定した。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、同年4月に日本で初の緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかれるような厳しい環境下でも生活を送らざるを得なくなった。

また、日本の総人口は平成20年をピークに減少局面に入ってから10数年が経過し、いよいよ小学生児童数に加え、中学生生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べ、地方においてより加速しており、高齢化もさらに進むことが見込まれている。

これらは、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域

におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。このため、あらゆる世代のスポーツ機会の確保が急務であり、スポーツを活用した健康増進や地方創生の取組にも大きな期待が集まっている。

また、産業だけでなく社会の隅々までA I・ビッグデータ・I o T・ロボティクス等様々な技術革新が急速に広がる Society 5.0 時代が到来し、こうした先端技術の活用を通じて人々の「働き方」や「生活様式」等のライフスタイルも大きく変わろうとしている。テレワークの普及を始めとする働き方改革も進展し、生活時間の使い方にも変化が生まれようとしている中、デジタル化等の先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに、Sport in Life の理念に基づき、毎日の生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。(第 3 期スポーツ基本計画、pp.3-4)

イ スポーツ庁が実施した「体力・運動能力調査」では、小学生から高齢者まで握力や上体起こしなど、複数項目にわたって毎年調査しており、各項目を 10 点満点で評価した点数の合計を総合評価の指標として用いている。この調査によると、2019 年までは、合計点が全年齢でおおむね上昇傾向にあったが、2019 年調査と 2021 年調査を比較すると、ほとんどの年齢で合計点が低下しており、この原因として、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、学校の運動が制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組が減少したことも指摘している。

高齢者については、新型コロナウイルスに感染した場合に、若年者と比べて重症化や死亡リスクが高いとされていたことから、感染に対する不安を感じる人が多く、外出自粛をする人も他年代よりも多いと考えられ、高齢者の合計点の低下も、新型コロナウイルスの流行に伴う移動や外出、運動の機会が失われたことの影響が出ていると考えられる。

(2) スポーツの社会的役割の増大 (第 3 期スポーツ基本計画、pp. 11-12)

これまでも「スポーツの価値」の重要性は、いかなるときにあっても変わることなく、健康課題の顕在化・深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の深刻化する社会課題の解決に寄与するものとして認識されてきたが、特に第 2 期計画期間中においては、以下の 2 つの大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなった。

一つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大である。

個人にとって見た場合、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失等の悪影響が生じた。また、社会にとって見た場合、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでもある。

このように様々な影響が顕在化したことで、むしろ、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなった。

二つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で1年延期された上で開催された東京大会である。

大会を通じて、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認するとともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、大規模な国際大会運営で蓄積された知見・データ・ノウハウの積極的な利活用、共生社会に向けた更なる意識向上、国際交流・理解の一層の増進等といった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができたものと考えられる。

(3) 健康志向の高まり

スポーツ庁が実施した全国 20,000 人を対象とした「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、「あなたにとって運動・スポーツは大切なものですか」の問いに対して「大切」「まあ大切」としている人は、平成 28 年度では全体の 66%だが、令和 3 年度では全体の 73.6%となっており、運動・スポーツが大切であると感じている人が増えている結果となっている。

運動・スポーツを行った理由として、「健康のため」と回答した人は、平成 28 年度が全体の 77.4%、令和 3 年度が全体の 76.2%となっており、過去 5 年間いずれも最も高い割合となっていることから、健康のためにスポーツを実施している人が多いという結果となっている。

「スポーツが個人や社会にもたらす効果は何か」の問いに対して「健康・体力の保持増進」と回答した人は、平成 28 年度が全体の 73.3%、令和 3 年度が全体の 76.5%であり、過去 5 年間いずれも最も高い割合となっていることから、スポーツが個人にもたらす価値は健康・体力の保持増進であると考えられる人が多いという結果となっている。

以上の結果から、運動・スポーツが大切であると感じている人が増えており、かつ、健康のために運動・スポーツを行うという価値観が定着していることから、健康に対する意識は近年高まっていると考えられる。

(4) 障がい者スポーツの推進（第 3 期スポーツ基本計画、p. 55）

ア 成人の障がい者の週 1 回以上のスポーツ実施率は 31.0%（令和 3 年度）と、平成 29 年度の 20.8%から 10.2 ポイント増加したが、成人一般の 56.4%と比べると依然として大きな隔りがある。また、若年層（7～19 歳）の障がい者の週 1 回以上のスポーツ実施率は、41.8%となっている。

- イ 小中高等学校に在籍している障がい児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障がい児のスポーツ環境は十分でない。
- ウ 車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障がいがあるという理由等により、障がい者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある。
- エ 障がい者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で41.3%（令和3年度）、若年層で26.9%となっている。
- オ 障がい者スポーツ指導者を含む障がい者スポーツに係るスタッフ（審判、クラシフィア、ボランティアを含む。）の確保が難しい状況がみられる。
- カ 地方公共団体において、一般のスポーツの推進と障がい者スポーツを異なる部局が担当している場合に、両者の連携が十分でないことがあるなど、障がい者スポーツの推進体制は十分ではない。また、地方公共団体における障がい者スポーツ協会も、都道府県及び政令市の一部にとどまっており、市区町村における推進体制も十分でない。さらに、障がい者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等、活動の基盤が極めて弱い弱である。

(5) 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上（第3期スポーツ基本計画、pp. 29-32）

a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

ア 中学生のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところ、運動部活動の平均活動時間は短縮傾向にあり、休養日は増加傾向にあるものの、ガイドラインに定めた時間数等には達していない。

イ 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があり、また、部活動の指導が教師の大きな業務負担となっている。

ウ 令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第一歩として令和5年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示している。

エ 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は 80.9%となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

オ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業を通じて、学校体育施設の有効活用を推進している。

カ こうした状況の下、スポーツ庁に設置された「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が取りまとめられ、令和 4 年 6 月 6 日にスポーツ庁長官に手交された。

b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

ア 第 2 期計画においては、「自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合」を 80%とすることが目標であったが、令和元年度時点で 65.3%への増加にとどまり、目標は達成できなかった。

イ 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「嫌い」「やや嫌い」である中学生の割合」を計画策定時の 16.4%から半減することが目標であったが、令和 3 年度時点で 18.5%と増加し、目標は達成できなかった。

ウ 「子供の体力水準」について、高かった昭和 60 年頃の水準まで引き上げること为目标としていたが、中学生男子及び高校生男子の 50m 走を除き、目標に到達しなかった。特に、令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からは、新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に、子供の体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとなった。

エ 運動時間は小・中学生ともに平成 29 年度をピークに減少で、運動をする子供としない子供で二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある。

オ 幼児期の子供については運動習慣等に係る現状把握や、運動・スポーツ実施に係る保護者・保育者に対する普及啓発が不足している。

加賀市

(1) 市民の健康

平成 26 年 8 月に実施したスポーツに関する市民アンケート調査結果によると、市民の約 4 分の 3（76. 2%）が運動不足を「大いに感じている」、「ある程度感じている」とアンケートで答えている。また、「健康である」、「どちらかといえば健康である」と答えた市民も約 4 分の 3（75. 7%）であり、健康だが運動不足を感じているという結果となっている。（加賀市スポーツ推進計画、p.5）

(2) スポーツをしている人の割合

スポーツに関する市民アンケート調査結果によると、加賀市におけるスポーツをしている人の割合は、平均 39. 5%（男性 40. 4%、女性 37. 1%）となっており、全国平均 61. 6%（男性 66. 4%、女性 57. 1%）を大きく下回っている。（加賀市スポーツ推進計画、p.6）

(3) スポーツ環境

スポーツに関する市民アンケート調査結果によると、スポーツを気軽にできる環境にあるかについては、「どちらかといえばそう思わない」、「思わない」の割合が 56. 2%となっており、市民目線ではスポーツを気軽にできる環境にない状況といえる。（加賀市スポーツ推進計画、p.6）

(4) 障がい者スポーツ

加賀市の障がい者スポーツについては、年間数回、県内各会場でボウリングやグラウンドゴルフなどのほか、カローリングやバリアフリーディスクゴルフなどのニュースポーツなどが行われている。加賀市内では年 1 回、加賀市障がい者スポーツ大会が中央公園体育館で実施され、ニュースポーツを中心とした競技やゲームが行われている。

スポーツに関する市民アンケート調査結果では、スポーツ振興策として具体的に必要なものとしては、「いつでも、どこでも、だれもがスポーツ活動を気軽にできるような活動場所の確保」が最も多く、次いで「幼児から高齢者、障がい者に応じた多様なスポーツ種目の教室やイベント等の充実」となっている。

3 取組の現状

加賀市は、平成 23 年 8 月に制定された「スポーツ基本法」の基本理念を踏まえながら、生涯スポーツの推進を目標に掲げる「加賀市総合計画」と「加賀市教育振興基本計画」に基づいたスポーツの推進のための計画として、平成 28 年 3 月に「加賀市スポーツ推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでいるところである。

(主な取組)

- ・ マラソン大会の開催（加賀温泉郷マラソン、加賀温泉郷寛平ナイトマラソン）
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿の誘致
- ・ 加賀市スポーツ協会による市民体育大会の開催
- ・ スポーツ教室の開催（ノルディックウォーキング教室、市民山登り）
- ・ ニュースポーツ大会の開催（レクリエーションスポーツ大会）
- ・ 指定管理者による自主事業の実施（水泳教室等）
- ・ スポーツ振興事業団による障がい者を対象とした健康教室の実施
- ・ 加賀市スポーツ協会への活動補助金の交付
- ・ 各競技団体への県民体育大会参加費用に係る活動補助金の交付
- ・ 全国規模の大会に出場する選出等への激励金の支給
- ・ 市内の総合型スポーツクラブ、加賀市スポーツ協会加盟団体等によるスポーツ教室の実施
- ・ 加賀市スポーツ振興事業団による誰でも参加できるファミリーバドミントン教室やヨガ教室の実施
- ・ 加賀市スポーツ振興事業団による障がい者を対象としたトランポリン教室の実施
- ・ かもまる講座におけるニュースポーツの指導
- ・ ファミリー健康体力測定会の実施
- ・ スポーツ施設の設備整備、修繕
- ・ 加賀市障がい者スポーツ大会

4 課題

(1) 生涯スポーツの推進について

各種のスポーツ大会、スポーツ教室その他の施策を実施してきてはいるが、いまだにスポーツに親しむ機会を持たない人は少なくない。市民が運動不足となる要因の一つとして、市民にとってスポーツをしやすい環境であるかが重要であり、生涯スポーツの推進に向けたより一層の取組の充実が求められる。

特に、加賀市では、少子高齢化の傾向が県内平均を上回っており、高齢者の健康寿命を延ばすことは、病気や介護による負担を軽減するためにも喫緊の課題である。このコロナ禍においては、新型コロナウイルスに感染した場合に、若年者と比べて重症化や死亡リスクが高いとされていたことから、感染に対する不安を感じる人が多く、外出自粛をする人も他年代よりも多いと考えられる。

市民にとってスポーツをしやすい環境を確保するために最も重要なことのひとつは、良好なスポーツ施設を整備し、維持していくことである。しかし、市のスポーツ施設の多くは、老朽化が著しく進んでおり、長寿命化のための抜本的な改修もなされておらず、市民にとって安心・安全なスポーツ環境が確保されているとは言い難い状況にある。各施設において機能不全となっている箇所が多数見受けられ、対症的な修繕が繰り返

返されているだけであり、関係者からは良好なスポーツ環境の持続的な確保を不安視する声も多数いただいている。

(2) 障がいのある人のスポーツ活動の推進について

スポーツ大会・スポーツ教室を開催し、障がいのある人のスポーツ活動を積極的に支援しているが、参加者が特定者に固定しているほか、障がいのある人もない人も一緒に参加し、障がいのある人同士が楽しむ機会はまだまだ十分とは言えない。特に、スポーツ・レクリエーション活動に関しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの状態に合ったプログラムや専門的な指導者の確保なども必要になっている。

今後は、障がいのあるなしにかかわらず、年齢や体力、障がい事由に応じてさまざまな活動に参加できるよう、スポーツの振興についてより一層の充実強化が必要となる。

(3) 子供の心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上について

少子化の進展に伴い、中学校等の運動部活動の維持が困難になってきている現状を踏まえると、その受け皿となる地域におけるスポーツ環境のより一層の充実強化が求められる。そのためには、スポーツ関連団体、地域住民、学校、家庭等の連携が不可欠である。

(4) 競技水準の向上について

国際競技大会や全国的な規模のスポーツの競技会における本市の選手の活躍は、市民に夢や感動を届けるとともに、その優れた成果は、人々のスポーツへの関心を高め、スポーツ全体の振興に資するとともに、活力ある地域社会の実現に貢献するものと考えられます。

競技水準の向上を図るためには、学校、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどと連携し、活躍の期待できるジュニアアスリートや団体を強化指定して支援することなど、指導者の育成と合わせ、体力づくりから競技技術の向上まで一貫した競技スポーツの体制を整備する必要がある。

加賀市では、これまでスポーツ協会や各競技団体への活動補助金の交付及び選手への激励費の支給を行ってきたが、根本的な改善には至っておらず、上記の取組の実現に向けた抜本的な体制づくりを進める必要がある。

(5) 地域の一体感の醸成及び活力の向上について

先の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認するとともに、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができた。

特に地方では、人口減少による地域の活力の低下が懸念される場所であり、競技水

準の向上や市を挙げたスポーツイベントの開催と合わせて、スポーツ選手やスポーツチームの活動を応援する社会的機運を高める施策を推進することにより、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られなければならない。

5 目的

スポーツの推進に関する施策を推進し、もって市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 制定理由

上記の目的を達成するには、市民がスポーツに親しむためにより良い環境を未来に向けて整備していく必要がある。

そのためには、時々で必要な施策を講ずるとともに、必要な財源を継続して確保していく必要がある。

特に、既存のスポーツ施設においては、上記の課題のとおり、加賀市スポーツ推進計画の策定以後もなお、各施設において機能不全となっている箇所が多数見受けられ、対症療法的な修繕が繰り返されているだけであり、市民にとって安心・安全なスポーツ環境が確保されているとは言い難い状況にある。

以上のことから、今後、市の組織体制やスポーツをめぐる状況が変化していくことがあったとしても、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、加賀市のスポーツの推進に関する条例の制定が必要となる。

また、コロナ禍による心身の健康保持への悪影響や地域における交流の不足といった悪影響、さらにはスポーツ施設の老朽化といった当市の課題は、喫緊の対策を要するものであり、早急な条例の制定を求めるものである。

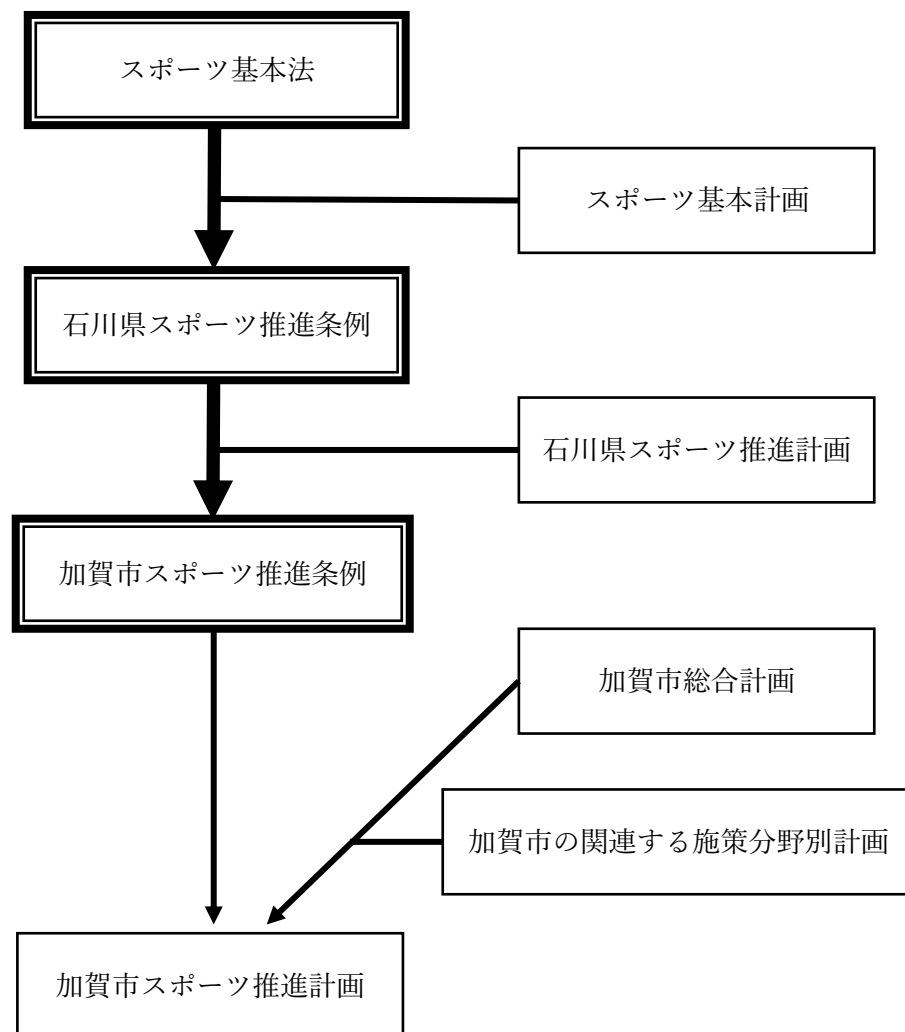
7 制定の趣旨

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、地域社会及び地域経済の活性化等に寄与する等、市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現を図る上で極めて重要なものである。

近年の社会情勢の変化、スポーツの社会的役割の増大、健康志向の高まり等を背景としたスポーツに対する市民意識の多様化に応えるためにも、子供から高齢者まで、障がいのある人もない人も、市民一人ひとりがスポーツを身近に感じ、及び気軽にスポーツを楽しむことができ、かつ、スポーツを通じて市民の健康及び地域の活力を育む環境を整えることにより、豊かなスポーツの文化を育むことが重要である。

市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを通じて、市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現を目指すため、「加賀市スポーツ推進条例」を制定する。

8 条例の位置づけ



9 条例の特徴

- (1) 「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、地域社会及び地域経済の活性化等に寄与する等、市民生活の向上及び活力あるまちづくりの実現を図る上で極めて重要なものである」として、スポーツには私たちが生きていく上で極めて重要な多くの役割があることを前文に明記した。
- (2) 組織横断的かつ一体的な施策の推進を図るため、市が定めるあらゆるスポーツの推進に関する計画において、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図ることを明記した。

- (3) 運動部活動の段階的な地域移行に対応するため、教育委員会が関連団体や地域と連携し、学校及び地域における持続可能かつ多様なスポーツ環境の整備を図ることを明記した。
- (4) スポーツ施設の老朽化に早急に対応するため、施設の整備、維持管理等の施策を適切かつ迅速に講ずることを市の義務として明記した。
- (5) スポーツの推進に関する施策を持続的に、かつ、実行力をもって推進するため、財政上の措置を講ずることを市の努力義務として明記した。

10 見込まれる効果

- (1) 市民がスポーツに親しむことができる環境を確保するために必要な施策及び財政上の措置に関して定めることにより、施策の継続的な推進及びその充実を図ることができる。
- (2) 条例に基づく施策の進捗に応じて検証を行うことにより、条例の実効性を担保することができる。